

令和2年度「プレミアム付き食事券コールセンター運營業務」の委託に関する 企画コンペ実施要領

令和2年5月25日
宮崎県産業政策課

令和2年度に宮崎県が実施する「プレミアム付き食事券コールセンター運營業務」に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画コンペを実施する。

1 目的

本事業では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策として、厳しい経営環境にある飲食店等を支援するため県が発行するプレミアム付き食事券について、購入希望者等からの電話による様々な相談、問合せ等の対応窓口を設置することで、食事券の円滑な販売を促進することを目的とする。

2 委託業務の概要

別紙「業務委託仕様書」のとおり。

3 委託期間

契約締結日から令和2年8月31日まで

4 委託契約額の上限

6,120,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者を見なす。
- (4) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。
- (5) 本業務の実施にあたって、行政、経済団体等の関係機関との連携体制がとれること。
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (7) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。

6 企画コンペ方法

(1) 企画コンペ参加申込

企画コンペに参加する者は、企画コンペ参加申込書（別記様式第1号）を令和2年5月28日（木）午後5時までに電子メール又はFAXにより提出すること。

(2) 提出資料

- ①プレミアム付き食事券コールセンター運營業務企画提案書（別記様式第2号） 1部
- ②企画書 6部（A4版）
- ③見積書及び見積明細書 6部
（ア）業務委託の積算内容が分かるように記載すること。
（イ）見積金額の表示は、税抜金額、消費税及び地方消費税額、合計額を記載すること。
（ウ）宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ④業務スケジュール 6部
- ⑤業務体制図 6部
- ⑥会社概要（既存のもの） 6部
- ⑦業務実績（過去3年以内の地方公共団体との契約実績） 6部

(3) 企画書の提出期限及び提出方法

提出期限：令和2年5月29日（金）正午まで（必着）

提出方法：本要領9の担当課宛てに、持参又は送付により提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

(4) 選定方法

書面による審査方式とし、提出された企画案について下記の点を総合的に審査の上、決定する。

- ・ 企画提案内容（開設期間・運営時間・電話回線数等のコールセンターの運営方法及び体制、業務従事者に対するフォロー体制、仕様書4(1)④及び⑤に掲げる事項に係る県への報告方法）
- ・ 本業務の実施に必要な組織体制
- ・ 計画的な業務スケジュール
- ・ 見積金額（費用積算内訳）

(5) その他

①企画コンペ事前説明会は実施しない。

②本要領に関する疑義は、質問書（別記様式第3号）を電子メール又は持参により、令和2年5月27日（水）午後5時まで受け付ける。FAXの場合は、送信の事前・事後に必ず電話確認を行うこと。

なお、質問に対する回答内容は、軽微なものを除き、質問者にFAX又は電子メールで回答するほか、県ホームページで公表する。

③提出された資料は返還しない。

④企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。

⑤採用された企画書は、協議の上、変更することがある。

⑥選考結果については、全参加業者に文書にて通知する。

- ⑦決定した業者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。なお、契約手続に要する費用は業者負担とする。
- ⑧提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- ⑨虚偽の記載をした提出書等は、無効とする。
- ⑩委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
- ⑪参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

7 日程

- (1) 実施公告 令和2年5月25日(月)
- (2) 質問書提出締切 令和2年5月27日(水) 午後5時まで
- (3) 企画コンペ参加申込提出締切 令和2年5月28日(木) 午後5時まで
- (4) 企画書等提出期限 令和2年5月29日(金) 正午(必着)
- (5) 選定結果通知 令和2年6月1日(予定)

8 契約の締結

(1) 契約締結の手続きについて

ア 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

イ 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託費の支払いについて

委託業務の完了後に精算払により支払う。

9 担当課(書類の提出先及び問い合わせ先)

宮崎県総合政策部産業政策課企画推進担当(担当:年森、濱砂、秋岡)

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7967(直通)

FAX 0985-26-0047

E-mail sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp